

国水計調第4号

令和3年5月31日

社会資本整備審議会 会長

進藤 孝生 殿

国土交通大臣

赤羽 一嘉

(公印省略)

球磨川水系に係る河川整備基本方針の変更について

標記の水系に係る河川整備基本方針を変更したいので、河川法  
(昭和39年法律第167号)第16条第6項において準用する同  
条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

国社整審第16号  
令和3年6月3日

河川分科会  
分科会長 小池 俊雄 殿

社会資本整備審議会  
会長 進藤 孝生

球磨川水系に係る河川整備基本方針の変更について（付託）

令和3年5月31日付け国水計調第4号により当審議会に意見を求められた球磨川水系に係る河川整備基本方針の変更については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。